

第137号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「島根県条例第9号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第18条第3項中「6,000円（教育職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、）」を「6,500円（）」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

第19条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該教育職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない教育職員となった」に改める。

第24条第2項中「100分の160」を「100分の140（第17条の2第1項に規定する管理又は監督の地位にある教育職員（以下「管理監督教育職員」という。）以外の教育職員にあっては、100分の150）」に改め、同条第3項中「100分の85」を「100分の75（管理監督教育職員以外の教育職員にあっては、100分の80）」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第4条関係）

## 高等学校等教育職給料表

教育職 員の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	405,700	487,800

	38	218,100	278,900	407,300
	39	219,900	281,500	408,900
	40	221,700	284,100	410,500
	41	223,600	286,600	412,200
	42	225,400	289,200	413,800
	43	227,200	291,700	415,400
	44	229,000	294,200	417,000
	45	230,900	296,500	418,700
	46	232,600	299,200	420,300
	47	234,300	301,900	421,900
	48	236,000	304,600	423,500
	49	237,600	307,100	425,200
	50	239,300	309,600	426,800
	51	241,000	312,100	428,400
	52	242,700	314,600	430,000
	53	244,300	317,000	431,700
	54	246,000	319,200	433,300
	55	247,700	321,400	434,900
	56	249,400	323,600	436,500
再任用 教育職 員以外 の教育 職員	57	251,000	325,900	438,200
	58	252,600	328,100	439,800
	59	254,200	330,300	441,400
	60	255,800	332,500	443,000
	61	257,400	334,700	444,700
	62	259,000	336,900	446,300
	63	260,600	339,100	447,900
	64	262,100	341,300	449,500
	65	263,600	343,500	451,200
	66	265,300	345,700	452,800
	67	267,000	347,900	454,400
	68	268,700	350,100	456,000
	69	270,200	352,100	457,600
	70	271,700	354,200	459,200
	71	273,200	356,300	460,800
72	274,700	358,400	462,400	
73	276,000	360,400	463,900	
74	277,400	362,400	464,900	
75	278,800	364,400	465,900	
76	280,200	366,400	466,900	
77	281,600	368,400	467,700	
78	282,800	370,100		
79	284,000	371,800		
80	285,200	373,500		

81	286,500	375,200
82	287,700	376,700
83	288,900	378,200
84	290,100	379,700
85	291,400	381,200
86	292,600	382,700
87	293,800	384,200
88	295,000	385,700
89	296,200	387,200
90	297,400	388,600
91	298,600	390,000
92	299,800	391,400
93	300,800	392,900
94	302,000	394,200
95	303,200	395,500
96	304,400	396,800
97	305,400	398,200
98	306,500	399,300
99	307,600	400,400
100	308,700	401,500
101	309,600	402,600
102	310,700	403,700
103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500
122	324,700	421,000
123	325,200	421,500
124	325,700	422,000

	125	326,300	422,400		
	126	326,700	422,900		
	127	327,100	423,400		
	128	327,500	423,900		
	129	327,800	424,300		
	130	328,200	424,800		
	131	328,600	425,300		
	132	329,000	425,800		
	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用 教育職 員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の140、12月に支給する場合には100分の140（第17条の2第1項に規定する管理又は監督の地位にある教育職員（以下「管理監督教育職員」という。）以外の教育職員にあっては、100分の150）」を「100分の130、12月に支給する場合には100分の150」に改め、同条第3項中「100分の75、12月に支給する場合には100分の75（管理監督教育職員以外の教育職員にあっては、100分の80）」を「100分の70、12月に支給する場合には100分の80」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（県立学校の教育職員の給与に関する条例第24条第2項及び第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教育職員のうち、人事委員会の定める教育職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教育職員の当該適用又は異動の日におけ

る号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。